

地域未来戦略の政策パッケージ

令和8年6月24日
地域未来戦略に関する
関係副大臣等会議決定

第1章 本政策パッケージの目指す姿【目標】

人口減少が進行し、将来の不確実性が高まる中において、今の暮らしや未来への漠然とした不安を希望へと転換することが求められている。すなわち、47都道府県どこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある。このような日本の姿を実現することが重要である。

このような姿の実現のためには、何よりもまず、強い地域経済の構築が不可欠である。従来からの地方創生の取組に加え、17の戦略分野における官民投資を推進する日本成長戦略との連携の下、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。

こうした強い経済基盤が地方に構築されることにより、新たな人材や企業の集約が進み、良質な雇用が創出される。さらに、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展に繋がる好循環を実現する。

この「強い経済」の好循環により、手取りが増える、質の高い教育が受けられるといった、具体的かつ着実な変化を地域の住民一人ひとりが実感できるようにし、不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していく。

第2章 強い経済を実現するための基本的方向性【道筋】

1. 基本的考え方

強い地域経済の構築に向け、以下の視点から関連施策を展開していくこととする。

- ・17 の戦略分野について政府主導で官民投資を促進しつつ、地方公共団体と協力して具体的な立地を定め、同時に、戦略分野に関連する産業及び地域を牽引する産業の育成や地場産業を含む地域の産業の育成への地域主導のきめ細やかな取組・挑戦に対して国が一步前に出て積極的な支援を行う。
- ・その際、必要となるインフラ整備や従来からの地方創生の取組も含めた環境整備を一体的に行う。
- ・個々の企業の育成支援だけでなく、施設等の共同利用・共同事業による効率化や、サプライチェーン上の機能で地域にないものを補完するための取組等の地域主導で地域全体の産業を強化する施策を支援する。
- ・各地域において産業クラスターや地場産業を含む地域の産業の形成・育成に必要な産業人材の需要を明確化した上での、戦略的な人材育成により産業政策と人材戦略を一体的に推進する。
- ・競争優位を確立し、地域外、さらには海外から持続的に収益を獲得可能な、又は地域での新たな生産により輸入を代替して持続的に収益を獲得可能な、真に地域経済に裨益する産業の育成を図る。

加えて、人口減少社会において、地域経済の成長を実現するためには、限られた財政・人的リソースを成長分野に振り向ける必要がある。他方、多くの市町村では公共施設の老朽化、人口構造の変化、人手不足等により、多くのリソースが既存基盤の維持に費やされているのが現状である。このため、公共施設等の集約・再配置等の地域経済を支える基盤機能との連携、持続可能な地域公共交通・物流の実現を、地域の事情に合わせて成長分野への投資と一体的に再構築する取組も促進する。

また、AI の積極的な活用は人手不足を乗り越える飛躍的発展の好機である。地方を AI トランスフォーメーション（以下、「AX」という。）の始まりの場所とすべく、地方公共団体や現場現業型でスピード感のある中堅・中小企業の AX を戦略的に後押しする。

2. 「地域未来戦略」に関する3つの類型の計画

地域経済を支える産業は、実現を目指す製品・サービス等の内容や事業規模、広域性

等の観点から、多様な形態を有している。これらは、その特性に応じて、形成にあたっての課題や必要とされる支援の内容が大きく異なる。

具体的には、世界共通の課題解決に資する製品・サービス等を目指し、日本成長戦略における 17 の戦略分野に位置づけられる産業については、国が一步前に出て大胆な投資を誘引し、戦略的に各地方に産業クラスターを形成する。

また、17 の戦略分野以外においても、海外市場への展開や国内トップシェアの獲得を目指し、地域経済を牽引する都道府県主導の産業クラスターが想定される。

加えて、これらの産業クラスターと比べると規模は小さいものの、地域に複数存在し、地域資源を活用しながら付加価値を創出し、地域を面的に支える市町村単位の地場産業を含む地域の産業も重要な役割を担う。

こうした多様な産業クラスターや地場産業を含む地域の産業の形成を進めるため、以下のとおり 3 つの種類の計画を定め、それぞれの特性や課題に応じた支援策を講じていく。

計画策定にあたっては、当該分野や地域産業の現状認識と目指す姿【目標】を整理し、産業クラスター形成で重点的に集積等を図る製品・サービス等の特定に加え、投資の具体像と定量的インパクトの見込み【道筋】を示した上で、実行に向けた課題を整理し、これを解決するために必要な政策【政策手段】を記載する。その際、単に目標を設定するだけでなく、競争優位性の確立及び収益性確保に向けた道筋に加え、課題及び必要な政策手段を明確化することが重要である。その政策手段が実際に進捗しているかを把握するため、KPI 及び 5W1H（施策の意義、内容、期限、担当部署、検討の場及び進め方のことをいう。以下同じ。）を設定し、定期的に進捗を確認する。進捗が芳しくない場合にはボトルネックを特定して解消を図るとともに、必要に応じて追加施策を講じる等の PDCA により実現性を担保していく。

日本成長戦略におけるスタートアップ、金融、人材育成等の分野横断的課題は、地域経済においても共通する課題であり、日本成長戦略の分野横断的課題へ対応していく取組を通じて、3 つの種類の計画の下での官民投資を加速するとともに、日本全国に拡大させていく。

また、3 つの種類の計画について、定期的に新規計画を取りまとめて公表するとともに、既存計画の進捗状況の確認を行う。その際、地域未来戦略の取組により誘発された各地域における官民投資について、地図上に図示する形で可視化を進める。

A. 戦略産業クラスター計画

(1) 位置付け

本類型は、日本成長戦略における17の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点として形成される産業クラスターである。国が一步前に出て、道路、工業用水等の関連インフラの整備や、産業人材の育成をはじめとする事業環境の整備を計画的に進めることにより、世界をリードする産業が当該地域に定着し産業クラスターを形成することで、地域経済の活性化にとどまらず、我が国経済全体の成長に貢献することを目指す。

(2) 要件

①日本成長戦略本部における検討との整合性

日本成長戦略本部における、17の戦略分野の「官民投資ロードマップ」等と整合していること。

②国際的な競争優位性

世界をリードし得ること又は世界水準での競争優位性を持つこと。

③実現可能性

計画の核となる投資案件が、補助金等の採択が行われている等により投資実現の確度が保証されていること。

④投資の規模

一定の大規模投資の見込みがあること。

⑤地方ブロックにおける戦略産業クラスター有識者検討会との整合性

地方公共団体、地方経済界等と連携して策定された戦略産業クラスター計画の素案（以下、「計画の素案」という。）において、産業クラスターの候補として明記されていること。

⑥良質な雇用の創出・維持

地域の経済発展のため、賃上げも含めた持続可能な地域の労働環境整備に貢献すること。

⑦インフラ・分野特有の拠点整備との一体的な開発

インフラ・分野特有の拠点整備が密接かつ不可分な分野においては、それらの整備と計画の核となる投資案件が一体となっていること。

(3) 計画の記載項目

①戦略産業クラスター計画の概要

- ・当該地域において当該産業分野を特定した理由
- ・計画の構想【目標】
 - ※目指すべき産業クラスターの姿、それに基づく数値目標（KGI）及びその設定根拠・効果検証方法
- ・17の戦略分野の「官民投資ロードマップ」との関係性
- ・国際的な競争優位性
- ・計画の素案との整合性

②戦略産業クラスター計画の対象区域

- ・対象区域
- ・特定の理由

③核となる大規模投資案件【道筋】

- ・投資概要（担当府省庁・担当部署・投資企業名）
- ・地域経済への波及・相乗効果
- ・投資時期・稼働開始時期
- ・投資総額
- ・関連する投資案件（補助金等の既採択投資案件に限る）

④計画実現に向けた課題と解決に向けて講じるべき対策【道筋】

- ・産業集積に向けた課題
- ・課題解決に向けたステークホルダーの取組
- ・インフラ・分野特有の拠点整備案件
- ・国の政策的対応のニーズ

⑤計画のKGI及びKPI

- ・KGI（2040年目標）
 - ※官民設備投資額、付加価値増加額及び人材育成数を設定する。
- ・KPI（KGIの達成に向けた政策手段の進捗管理を行うための目標）

⑥計画実行にあたり活用が想定される施策【政策手段】

(4) 策定プロセス

①経済産業局又は沖縄総合事務局が中心となり、関係府省庁の地方支分部局の協力の下、産業界、自治体、教育界等からなる戦略産業クラスター有識者検討会において、地方ブロックごとに計画の素案を策定する。

②内閣官房及び経済産業省は、日本成長戦略本部で策定される17の戦略分野の「官民投資ロードマップ」と計画の素案の両方に整合する候補プロジェクト提案を都道府県から受け付け、計画の素案を基に戦略産業クラスター計画を策定する。

※産業クラスターの区域は地理的集積を想定しているが、部品等のサプライチェーンが複数都道府県にまたがり、取引量が多い等の理由で密接不可分なものは、飛び地も含め一体の産業クラスターとみなす。そのような場合において、複数都道府県による共同でのプロジェクト提案を可能とする。

※策定の際、政策手段が実際に進捗しているかを把握するための KPI 及び 5W1H を設定する。

(5) 進捗確認プロセス

①内閣官房及び経済産業省は、計画期間中、半年に一回程度の頻度で、策定時に設定した 5W1H に基づき関係府省庁及び都道府県の担当部署に進捗報告を依頼する。

②関係府省庁及び都道府県は、計画の進捗を確認のうえ、進捗が芳しくない場合にはその要因を含む確認結果を国へ報告する。

③内閣官房及び経済産業省は、関係府省庁及び都道府県から報告を受けた進捗の確認結果をとりまとめ、必要に応じて戦略産業クラスター計画の内容を見直す。

④内閣官房及び経済産業省は、進捗の確認結果と必要に応じて見直した戦略産業クラスター計画を地域未来戦略に関する関係副大臣等会議に報告の上、公表する。

B. 地域産業クラスター計画

(1) 位置付け

本類型は、都道府県知事が主導し、都道府県が主体となって形成を進める産業クラスターである。当該地域において、海外輸出により外貨を獲得し得るもの、又は

国内市場において上位シェアの獲得を目指し得るものとして重点的に育成すべき産業分野を特定し、育成を図る。産業クラスターを構成する個別企業の育成に加え、施設等の共同利用・共同事業による効率化や、サプライチェーン上の機能で地域にないものを補完するための取組等を都道府県等が行うことで、地域全体としての産業競争力の底上げを行う。

(2) 要件

①有望度

産業クラスターの形成・育成を図る製品・サービス等が明確で、市場ニーズを特定していること。実現する製品・サービス等が海外輸出で外貨を獲得し得るもの又は国内で上位シェアを目指し得るもの、すなわち、域外から持続的に収益を獲得可能なものであること。

②域内への波及

域内への波及効果として、域内取引額、売上額及び持続可能な労働環境の整備（雇用の創出、賃上げ等）が計画されていること。

③実現可能性

計画推進の核となる企業が存在していること。なお、計画策定時点において、計画推進の核となる企業が当該地方公共団体に立地しておらず、今後誘致により当該地方公共団体に進出する場合も許容される。

④外部依存リスクの低減

実現する製品・サービス等を構成するバリューチェーン上で、必須又は高付加価値の部品・技術・工程を、域内又は国内で調達・提供することを目指し得ること。

⑤費用対効果

計画の実現により、業種内比較及び域内比較において、高い付加価値の創出を目指し得ること。

⑥都道府県のコミットメント

計画推進の核となる企業に対し、都道府県知事が主体となり、地域金融機関等を巻き込んで、計画期間中の継続的な伴走支援を提供する仕組みを構築すること。具体的な伴走支援の体制が産業クラスターの形成に必要十分になっていること。

⑦KGI 及び KPI

計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）、KPI 及び KPI 未達時の撤退基準を設定していること。

（3）記載項目

①地域産業クラスターの形成を目指す産業領域

- ・ 該当する産業業種
- ・ 特定の理由

②計画推進の核となる地域及び企業

- ・ 計画推進の核となる地域
- ・ 計画推進の核となる企業
- ・ 特定の理由

③当該分野の現状認識と目指すべき姿【目標】

- ・ 現状の整理
- ・ 目指すべき姿
- ・ 設定の根拠
- ・ 効果検証の方法

④勝ち筋の特定と投資の具体像、定量的なインパクト【道筋】

- ・ 当該産業領域における勝ち筋・当該地域に構築すべき機能
- ・ 投資の具体像
- ・ 地域へのインパクト

※計画に海外への輸出や輸入代替の要素がある場合、本項目に記載する。

⑤投資促進に向けた課題と解決に向けて講じるべき政策【政策手段】

- ・ 投資促進に向けた課題
- ・ 講じるべき政策
- ・ KPI

⑥現地化の取組

- ・ 現地化の方針

※域外企業の誘致の際には、労働・技術の現地化のロードマップ、地元資本の参画方針及び利益の再投資方針がある場合には、留意事項として記

載する。

(4) 策定プロセス

- ①都道府県は、力を入れる産業領域を特定した地域産業クラスター計画案を策定する。

※政令指定都市が都道府県と異なる地域産業クラスター形成を目指す場合には、独自に計画を策定することを可能とする。この場合においては、本書中の「都道府県」は「政令指定都市」と、「都道府県知事」は「政令指定都市市長」と、それぞれ読み替えるものとする。

※産業クラスターの区域は地理的集積を想定しているが、部品等のサプライチェーンが複数都道府県にまたがり、取引量が多い等の理由で密接不可分なものは飛び地も含め一体の産業クラスターとみなす。そのような場合において、複数都道府県による共同作成を可能とする。

※策定にあたっては、当該分野や地域産業の現状認識と目指す姿を整理し、産業クラスター形成で重点的に集積等を図る製品・サービスの特定に加え、投資の具体像と定量的インパクトの見込みを示した上で、実行に向けた課題を整理し、これを解決するために必要な政策を記載する。

- ②都道府県知事のコミットメントを明確にするため、都道府県は計画を牽引する企業に対する計画期間中の継続的な伴走支援体制を構築する。
- ③都道府県は地域産業クラスター計画案を内閣官房及び経済産業省に提出し、内閣官房及び経済産業省は事前確認を行う。
- ④都道府県知事は事前確認が完了した地域産業クラスター計画を公表する。
- ⑤都道府県は地域産業クラスター計画を正式に提出する。
- ⑥内閣官房及び経済産業省は要件を確認した上で、地域産業クラスター計画を公表する。

※都道府県は、当該計画の内容を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下、「地域未来投資促進法」という。）に基づく基本計画に反映することが可能。

C. 地場産業成長プラン

(1) 位置付け

本類型は、市町村又は都道府県がその地域に根差す農林水産業、観光業、スポーツ産業、伝統的工芸品製造業、部品加工業等をはじめとする地域住民の生活を支える多様な産業の発展、地域経済の成長を促すものである。地域資源を活用し、付加価値の創出及び域外・海外需要の獲得を図ることにより、個々の規模は戦略産業クラスターや地域産業クラスターと比較して小規模であっても、面的に地域経済を支える数多くの地場産業の更なる成長を目指す。

(2) 要件

①有望度

実現する製品・サービス等が明確で、市場ニーズを特定していること。実現する製品・サービス等が、既存の製品・サービス等と比較して付加価値を高めるもの又は販路拡大が見込まれるものであること。

②域内への波及

域内への波及効果として、域内取引額、売上額及び持続可能な労働環境の整備（雇用の創出・賃上げ等）に関する目標値を設定できていること。

③実現可能性

計画推進の核となる事業主体（企業、組合、個人事業主等）が存在していること。なお、計画策定時点において、事業主体が当該地方公共団体に立地しておらず、今後誘致により当該地方公共団体に進出する場合も許容される。

④外部依存リスクの低減

特定の事業主体（大企業、フランチャイザー等）に過度に依存する計画となっていないこと。

⑤地方公共団体のコミットメント

事業主体に対する相談窓口を設置していること。

⑥KGI 及び KPI

計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）、KPI 及び KPI 未達時の撤退基準を設定していること。

(3) 記載項目

①地場産業の成長を目指す分野

- ・ 該当する製品・サービス等
- ・ 特定の理由

②計画推進の核となる地域及び事業主体

- ・ 計画推進の核となる地域
- ・ 計画推進の核となる事業主体
- ・ 特定の理由

③当該分野の現状認識と目指すべき姿【目標】

- ・ 現状の整理
- ・ 目指すべき姿
- ・ 設定の根拠
- ・ 効果検証の方法

④勝ち筋の特定と定量的なインパクト【道筋】

- ・ 当該分野における勝ち筋
- ・ 取組の具体像
- ・ 地域へのインパクト

⑤事業推進に向けた課題と解決に向けて講じるべき政策【政策手段】

- ・ 事業推進に向けた課題
- ・ 講じるべき政策
- ・ KPI
- ・ 地場産業を含む地域の産業を支える仕組みづくり

※財政・人的リソースを成長分野に振り分けるために、公共施設等の集約・再配置等の地域経済を支える基盤機能との連携、持続可能な地域公共交通の実現等の取組を行う場合、記載する。

⑥現地化の取組

- ・ 現地化の方針

※域外企業の誘致の際には、労働・技術の現地化のロードマップ、地元資本の参画方針及び利益の再投資方針がある場合には、留意事項として記載する。

(4) 策定プロセス

- ①市町村又は都道府県は、地域資源を最大限活用する地場産業を含む地域の産業について付加価値向上や販路拡大を目指す、地場産業成長プラン案を策定する。
※地場産業を含む地域の産業は、サプライチェーンが複数の地方公共団体に跨るものや、域外の人材・物流等のリソースを活用することで成立するものがあるため、そのような場合においては、複数の地方公共団体による共同作成を可能とする。
- ②市町村又は都道府県は、地場産業成長プラン案を内閣官房及び経済産業省に提出し、内閣官房及び経済産業省は事前確認を行う。
- ③市町村長又は都道府県知事は、事前確認が完了した地場産業成長プランを公表する。
- ④市町村又は都道府県は、地場産業成長プランを正式に提出する。
- ⑤内閣官房及び経済産業省は要件を確認した上で、地場産業成長プランを公表する。

3. 個別計画で設定すべき目標値等

戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランの各計画の策定主体は、計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）を設定する。その達成に向け、政策手段の進捗管理を行うための KPI を計画の特性に合わせて設定し、5W1H を記載する。定期的な進捗確認において、数値の現状を確認し、実行状況を踏まえた計画の具体化・高度化を行う（以下、「PDCA メカニズム」という。）。こうした一連のプロセスにより個別計画の信頼性を確保していく。

以下の KGI は必ず設定し、フォローアップするものとするが、各計画において、必要に応じて独自の KGI を設定することも可能とする。

A. 戦略産業クラスター計画

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○官民設備投資額の増加<ul style="list-style-type: none">✓当該計画による官民設備投資額○地域の人材力強化<ul style="list-style-type: none">✓当該計画による産業ニーズに即した人材育成数○地方における付加価値向上<ul style="list-style-type: none">✓当該計画による付加価値増加額 |
|---|

B. 地域産業クラスター計画

○官民設備投資額の増加

✓当該計画による官民設備投資額

○地域の人材力強化

✓当該計画による産業ニーズに即した人材育成数

○地方における付加価値向上

✓当該計画による付加価値増加額

C. 地場産業成長プラン

○地方における付加価値向上

✓当該計画による付加価値増加額

※地場産業を含む地域の産業においても、域外の雇用・物流等のリソースに依拠することも多いため、域外も含めた雇用創出数のような広域的な KGI の設定も可能とする。

第3章 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランのそれぞれの特性に応じ、これらの計画のポテンシャルを最大限発揮できるよう、個別企業への支援、成長資金の供給、インフラ整備、環境整備支援、規制・制度改革、産業人材の育成等について、国が一步前に出て支援を講じていく。その際、必要に応じて、地域未来交付金の拡充や新たな財政措置の創設を含めた検討を進める。また、令和8年度地方財政計画に計上された地域未来基金費により地方公共団体独自の取組等を支援する。

加えて、財政面における支援にとどまらず、地方支分部局を含め政府一体となって、大胆な計画の実現に取り組む地方公共団体に対し、ハード面だけでなくソフト面でも伴走型の支援を行っていく。

なお、支援施策については、今後、必要に応じて追加・拡充を行っていく。

1.A. 戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(1) 産業クラスターを構成する企業の設備投資促進

○課題

先端領域であり、不確実性を比較的高く伴う17の戦略分野における投資にあたっては、民間のリスクマネーのみでの大規模投資はリスクが高く、十分な投資が発生しないおそれがある。

○対応方針

重要かつ勝ち筋がある分野においては、政府が戦略的に補助制度等を準備し、民間の大規模投資を誘引していく。

○主な施策例

- ✓特定半導体の生産施設の整備に対する支援
- ✓船舶や港湾荷役機械の生産能力拡大に向けた設備投資及び研究開発への支援
- ✓経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援
- ✓グリーン鉄等の、排出削減が困難な産業のエネルギー・製造プロセス転換支援
- ✓次世代再生可能エネルギー等GX製品の製造に対する設備投資支援
- ✓フードテック等の社会実装に係る設備等の整備への支援
- ✓中堅・中小企業やスタートアップが行う、工場新設や設備投資等の大規模投

資の促進に向けた支援

(2) 成長資金への対応

○課題

地域における投資増大、資金循環を促進する観点から、戦略産業クラスターの形成に向けて、リスクマネーを含めた成長資金へのニーズを踏まえながら、対応を検討することが必要である。

○対応方針

地域における政府系金融機関等による資金供給の強化とともに、地域金融機関の地域金融力強化に向けた取組を更に推進する。また、地域金融機関による地域ファンドの活用状況をモニタリングしながら、ファンド運用人材の育成等を促し、地域ファンドの機能強化を図る。

○主な施策例

- ✓政府系金融機関等による投資・融資
- ✓企業価値担保権の活用促進

(3) 関連するインフラ及び拠点整備

○課題

地方への民間の大規模投資にあたっては、企業単体の設備投資だけではなく、産業振興の基盤となるインフラや産業用地、拠点設備の確保・強化が産業クラスター形成には必要となる。それらの不足が投資決定や産業クラスター形成のボトルネックとなるおそれがある。

○対応方針

戦略産業クラスターの形成に真に必要となる道路、港湾、工業用水等のインフラ整備・機能強化や、産業用地、空港アクセス鉄道等の周辺拠点整備等を一体的に実施する。

○主な施策例

- ✓関連するインフラ及び拠点整備の推進（地域未来交付金等）
- ✓空港アクセス鉄道整備等利子補給金の活用
- ✓データ・AI 需要の増加を踏まえたワット・ビット連携等によるデジタルインフラ

整備の推進

- ✓創薬・先端医療分野における研究施設・共用設備の整備や知財戦略支援等
- ✓海外展開や観光客誘致に向けたアニメ等のコンテンツを核とした拠点の取組の推進
- ✓産業用地整備支援（産業用地整備に関する金融措置創設等）
- ✓地域未来投資促進法の特例等を用いた円滑な土地利用調整の推進
- ✓産業育成に資する良質な不動産への投資の促進
- ✓産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成や共創拠点としてのキャンパス機能の強化

（４）規制・制度改革

○課題

危機管理投資や成長投資の17の戦略分野の技術の円滑な社会実装や、産業クラスターの形成等にあたり、既存の規制・制度が障害になる場合がある。

○対応方針

国家戦略特区制度等を活用し、戦略的な投資促進や産業クラスターの形成等につながる規制・制度改革を加速化する。地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案や大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に取り扱うとともに、それらを含め、新たな規制・制度改革に必要なデータ等の収集や先進的な取組の調査・実証等と一体的な財政・金融支援等により、特区制度の活用を徹底して後押ししていく。

○主な施策例

- ✓国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

（５）産業人材育成

○課題

産業クラスターの形成にあたり、当該地域において、これまでと異なる種類の高度な専門性を持った産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。産業クラスターの形成を担う人材の不足がクラスターの成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度の活用により地域への裨益が減少するおそれが

ある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわたる計画的な人材育成及びリ・スキリングを進める。

加えて、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号。以下、「地方大学・産業創生法」という。）の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

✓17 の戦略分野等の成長分野への学部再編等の重点分野に係る大学、大学院及び高専の体制・機能強化や公立高専の設置促進、国立大学法人運営費交付金の大幅拡充を図ることや、高専機構運営費交付金や私学助成等の着実な確保を通じた産業人材の育成強化

✓17 の戦略分野等の成長分野のニーズに対応するリ・スキリング推進に向けた大学等における社会人のための教育プログラムの開発の推進

✓産学協働での研究開発と一体となった研究者・技術者育成の推進

✓高等教育の規模の適正化を図りつつ地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の推進

✓地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進

✓地域で必要な人材の育成に向けた専門学校における教育の充実への支援

✓専門高校を含む高校教育の振興による地域の産業ニーズに即した人材育成の強化

2.B. 地域産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(1) 産業クラスターを構成する個別企業の支援

○課題

将来、当該地域の地域経済を牽引していく産業クラスターを育成するにあたり、中核的な役割を担う企業やサプライチェーン上の関連企業においては、相応の設備投資が発生することが見込まれるが、リスクを伴うため投資に二の足を踏む、資金余力が限られているため投資を逐次でしか行えない等の理由で取

組が停滞するおそれがある。また、自治体が地域の実情に応じて地元の企業・地場産業を十分・柔軟に支援できているとは言えない状況にある。

○対応方針

都道府県が主導して育成を図る産業に対して国が重点的に支援していく。また、地方公共団体が地域の実情に応じて地元の企業や地場産業を柔軟に支援できる仕組みを構築する。

※中堅・中小企業向けの補助金（例えば、中堅等大規模成長投資補助金、中小企業成長加速化補助金、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金、中小企業省力化投資補助金等）では、コネクタ一度（企業が所在する都道府県の域外販売額のうち当該企業の域外販売額の比率）、ハブ度（企業が所在する都道府県の域内仕入額のうち当該企業の域内仕入額の比率）が高く、地域経済への貢献度が高いと考えられる企業について審査上の考慮を行う。

○主な施策例

- ✓地方公共団体主導による産業振興施策への支援
- ✓中堅・中小企業やスタートアップが行う、工場新設や設備投資等の大規模投資の促進に向けた支援
- ✓売上高 100 億円超を目指す中小企業の大規模投資の支援
- ✓中小企業が行う新市場・高付加価値事業での新規事業にかかる設備投資の支援
- ✓循環経済への移行や廃棄物管理基盤の強靱化に向けた企業等への支援
- ✓地域未来投資促進税制を活用した建物・機械等の設備投資の促進
- ✓地域金融機関等による中堅・中小企業の人材確保への支援
- ✓地域を牽引する産業の成長に資するスタートアップと地元の企業・地場産業の協業に向けた取組支援

(2) 成長資金への対応

○課題

地域における投資増大、資金循環を促進する観点から、地域産業クラスターの形成に向けて、リスクマネーを含めた成長資金のニーズを踏まえながら、対応を検討することが必要である。

○対応方針

地域における政府系金融機関等による資金供給の強化とともに、地域金融機関の地域金融力強化に向けた取組を更に推進する。また、地域金融機関による地域ファンドの活用状況をモニタリングしながら、ファンド運用人材の育成等を促し、地域ファンドの機能強化を図る。

○主な施策例

- ✓政府系金融機関等による投資・融資
- ✓民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援
- ✓地域未来金融アクションプランの策定
- ✓企業価値担保権の活用促進

(3) 産業クラスター全体での競争優位性を強化する環境整備支援

○課題

地域産業クラスターを形成・育成するにあたり、個別企業支援のみでは地域産業クラスター全体に効果が波及せず、地域経済としての成長には不十分となってしまう可能性があることから、競争だけではなく、協調領域における協力・シナジーの創出を促す仕組みづくりや、地域の事情に合わせた、インフラ整備や拠点整備等を含めた環境整備が必要不可欠である。

○対応方針

地方の暮らしの安定を実現し、都道府県による産業クラスター計画の成長戦略が真に地方の活力を最大化することに繋がるように、地方公共団体の独自の取組等を地域未来交付金等において支援する。

また、産業用地の計画的な整備を促進するため、土地利用の調整をはじめとした必要な支援を関係府省庁が連携して行う。

○主な施策例

- ✓地域未来交付金、企業版ふるさと納税等を活用した、地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備
- ✓地域未来投資促進法の特例等を用いた円滑な土地利用調整の推進
- ✓産業育成に資する良質な不動産への投資の促進
- ✓産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成や共創拠点としてのキャン

パス機能の強化

✓観光拠点整備の推進

✓観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上に向けた、複数の宿泊施設等が利用する共同設備の導入支援

✓地域の食や食文化とフードテック等の組み合わせによる産業振興の推進

(4) 規制・制度改革

○課題

産業クラスターの形成を契機として、次世代を担う新たな分野への参入や新技術の開発等に取り組もうとする企業にとって、既存の規制・制度が障害になる場合がある。

○対応方針

国家戦略特区制度等を活用し、産業クラスターの形成等につながる規制・制度改革を加速化する。地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案や大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に取り扱うとともに、それらを含め、新たな規制・制度改革に必要なデータ等の収集や先進的な取組の調査・実証等と一体的な財政・金融支援等により、特区制度の活用を徹底して後押ししていく。

○主な施策例

✓国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

(5) 産業人材育成

○課題

産業クラスターの形成にあたり、当該地域において、これまでと異なる種類の高度な専門性を持った産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。産業クラスターの形成を担う人材の不足がクラスターの成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度の活用により地域への裨益が減少するおそれがある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわた

る計画的な人材育成及びリ・スキリングを進める。

加えて、地方大学・産業創生法の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

- ✓ 高等教育の規模の適正化を図りつつ地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の推進
- ✓ 地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進
- ✓ 地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援

3.C. 地場産業成長プランにおける課題と主な支援施策

(1) 事業の状況に応じた事業主体へのきめ細かな支援

○課題

地場産業を含む地域の産業の育成において、事業の状況や業種に応じて、事業立ち上げや販路開拓、デジタル化、省力化等の追加的な取組や新たな取組が求められる。しかしながら、こうした取組に関する事業主体のノウハウが十分でない場合には、事業の成長が円滑に進まない場合がある。

○対応方針

立ち上げ期・規模拡大期等の事業の成長段階や業種固有の特性に応じて、きめ細かく適切なソフト支援を提供し、事業主体の成長を図る。

○主な施策例

- ✓ 地方公共団体主導による産業振興施策への支援
- ✓ 地域産品の高付加価値化・海外展開の支援
- ✓ 新たに輸出に取り組む事業者に対する商社マッチング、国内外の商談会・展示会、越境 EC、ハンズオン支援事業等の一体的な輸出支援の提供
- ✓ 地域金融機関・特定居住支援法人等による中堅・中小企業の人材確保への支援
- ✓ スマート農林水産技術やフードテック、新品種等の新たな技術の社会実装の加速に向けた現場への導入実証の推進
- ✓ 地域活性化に資するスポーツビジネス等に係る人材獲得・育成及びスポーツリーグ等による海外ファンやインバウンドの需要獲得に対する取組等の支援

(2) 成長資金への対応

○課題

地域における投資増大、資金循環を促進する観点から、地場産業を含む地域の産業の育成に向けて、リスクマネーを含めた成長資金のニーズを踏まえながら、対応を検討することが必要である。

○対応方針

地域における政府系金融機関等による資金供給の強化とともに、地域金融機関の地域金融力強化に向けた取組を更に推進する。また、地域金融機関による地域ファンドの活用状況をモニタリングしながら、ファンド運用人材の育成等を促し、地域ファンドの機能強化を図る。

○主な施策例

- ✓政府系金融機関等による投資・融資
- ✓民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援
- ✓地域未来金融アクションプランの策定
- ✓企業価値担保権の活用促進

(3) 環境整備支援

○課題

地場産業を含む地域の産業の育成においても、個別事業主体への支援のみでは地域の産業全体に効果が波及せず、地域経済としての成長には不十分となってしまう可能性があることから、新しい事業・産業の誘致や立ち上げ、地場産品の認知度向上、原材料の安定化、共同での販路開拓等、地域の課題を適切に把握した上で、地域の事情に合わせた、インフラ及び拠点整備等を含めた環境整備が必要不可欠である。

○対応方針

地方の暮らしの安定を実現し、地方公共団体による地場産業を含む地域の産業の形成・成長が真に地方の活力を最大化することにつながるように、地方公共団体の独自の取組等を地域未来交付金等において支援する。

○主な施策例

- ✓地域未来交付金や企業版ふるさと納税等を活用した地域の事情に合わせたイ

ンフラを含めた環境整備

✓インバウンドを含む観光需要の取り込みによる地域での観光消費を拡大させるための取組等の支援

✓面的な歴史まちづくりや景観エリアリノベーションによる観光振興への支援

✓観光振興に資する、文化資源の保存・活用や博物館・劇場・音楽堂等の魅力向上の取組への支援

✓地域の食や食文化等をインバウンド・輸出の拡大につなげるための拠点の整備等の支援

(4) 規制・制度改革

○課題

地場産業を含む地域の産業において、新しい事業の立ち上げや新技術の開発等に取り組もうとする際に、既存の規制・制度が障壁になる場合がある。

○対応方針

国家戦略特区制度等を活用し、地域活性化につながる規制・制度改革を加速化する。地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案や大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に取り扱うとともに、それらを含め、新たな規制・制度改革に必要なデータ等の収集や先進的な取組の調査・実証等と一体的な財政・金融支援等により、特区制度の活用を徹底して後押ししていく。

○主な施策例

✓国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

(5) 産業人材育成

○課題

地場産業を含む地域の産業の成長にあたり、当該地域において、これまでと異なる種類の高度な専門性を持つ産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。地域の産業の成長を担う人材の不足が成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度の活用により地域への裨益が減少するおそれがある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわたる計画的な人材育成及びリ・スキリングを進める。

加えて、地方大学・産業創生法の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

✓地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進

✓地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援

✓産業界が必要とするコンテンツ分野の人材育成への支援

4. 地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり

(1) 地域基盤の再構築

○課題

多くの市町村では、公共施設の老朽化、人口構造の変化、人手不足等により、多くの財政・人的リソースを既存基盤の維持に費やされており、成長分野へのリソース配分が困難となっている。

○対応方針

公共施設等の集約・再配置等の支援に加え、交通、デジタル、地域経済、生活サービス等の各分野を多層的に連携させ、地域の実情に応じて広域連携も活用しながら、地域全体として持続的に機能するネットワーク型の地域構造の形成等を支援することにより、成長分野へのリソース配分を可能とする。

○主な施策例

✓地域未来交付金等による支援

✓地方公共団体が行う公共施設等の適正管理の推進

✓公共交通軸や交通結節点の強化への支援等を通じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進

✓地域輸送資源の最大活用、地域交通 DX の推進や物流効率化等による持続可能な地域公共交通・物流の実現

✓「地域生活圏」の形成による効率的・持続的な生活サービスの提供の支援

✓産業クラスター・地場産業を支え、活躍する女性人材の育成・就業・起業・定着等の推進

(2) AI トランスフォーメーション (AX)

○課題

人口減少や少子高齢化に伴い、計画策定・実行を推進する地方公共団体及び産業クラスター・地場産業を構成する企業においても、人材不足が深刻であり、計画の進捗への妨げとなり得る。AI の積極的な活用は人手不足を乗り越えるチャンスとなり得るが、AI は最先端技術であり、一般にスキルやノウハウへのアクセスが困難である。

○対応方針

計画を策定・実行する地方公共団体や産業クラスターを構成する企業等へのAI ツールの導入を促進し、AI を利活用できる人材の育成を図るとともに、人口減少の中でも産業クラスター形成や、地場産業の成長が着実に進捗する環境を構築する。

○主な施策例

- ✓自治体 AX や消防 AX、地域 AX の推進
- ✓AX の実現に向けた企業経営改革支援
- ✓大学・高専における数理・データサイエンス・AI 教育の推進や中小企業 AX 推進のためのリ・スキリングプログラムの開発の推進による地域のAI を利活用できる人材の育成

5. 国の伴走支援体制

国は、縦割りを排し、各府省庁の地方支分部局が連携して、大胆な計画実現を目指す地方公共団体に対する伴走支援を行う。地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランの策定支援のみならず、PDCA メカニズムにおけるフォローアップ、継続的な計画の具体化・高度化に対して支援を行う。

(1) 計画策定支援

○地方公共団体向け支援

✓ワンストップの相談窓口の仕組みを活用し、相談事項に応じて、各府省庁の支援メニュー及び優良事例を紹介する。

- ✓地域産業クラスター計画案及び地場産業成長プラン案に対して、内閣官房及び経済産業省が要件の充足状況等を事前に確認し、必要なアドバイスを提供する等の磨き上げを支援する。

(2) 実行支援

○地方公共団体向け支援

- ✓地方公共団体が主体的に PDCA メカニズムを実行できるよう、地域経済循環分析等の地域経済に関するデータ分析や、政策の企画立案・効果検証等を支援する。
- ✓地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランを実行するにあたり、発生した課題に関して各府省庁の地方支分部局が密に連携して必要な調整を行う。
- ✓産業クラスターの形成や地場産業の成長におけるベストプラクティスを収集し、地方公共団体に対して提供することを通じて、日本全体での取組を高度化する。
- ✓官民を問わず、必要とされる有為な人材が地域で活躍できるよう、国・地方をあげて、派遣や伴走支援等による人的支援を活用するとともに、円滑な人的支援のための環境を整備する。

○企業・事業主体向け支援

- ✓海外展開支援を行う JETRO や経営支援を行う「よろず支援拠点」等の企業や事業主体を直接支援する各府省庁及び各府省庁所管の外部機構について、地方公共団体が照会可能な連絡窓口を構築する。